

留置施設視察委員会による留置施設の運営に関する意見及びこれに対する措置結果

	意見	留置業務管理者が講じた措置
被留置者の処遇及び施設の管理運営に関する事	<p>○ 座布団の使用について</p> <p>長時間座っていると腰や尻が痛くなるので、座布団などの敷物が使用できるようにしてほしいという被留置者からの意見を受け、貸与について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【全留置施設】</p>	<p>怪我や病気等で敷物を必要とする被留置者に対しては、医師等と相談の上、毛布を貸与する等必要な措置を講じていますが、それ以外の被留置者に対しては、危険品隠匿のおそれがあるため敷物の使用は不可としています。</p>
	<p>○ 被留置者が使用する装具（サポーター、コルセット等）の使用について</p> <p>自傷他害の防止は重要であるが、現実的に自傷他害に用いられるリスクがない物品についてまで広範に利用を禁止されており、場内における装具の使用を広く認められるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【全留置施設】</p>	<p>保安上の観点から取扱いに注意を要する物品を除き、使用の必要があると認められる場合は、その使用を認めています。</p>
施設の管理運営に関する事	<p>○ 被留置者、警察職員に対する抗原検査キットの利用について</p> <p>従来の感染対策に加え、留置人、職員に適時抗原キット利用等を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">【全留置施設】</p>	<p>各警察署留置施設に抗原検査キットを備えており、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、積極的に利用しています。</p>